② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③ have Grade A, B or C on “provision of services” in the Kyushu-Okinawa Area in terms of the qualification for participating in tenders by Cabinet Office (Single qualification for every ministry and agency) in fiscal years 2016, 2017 and 2018

④ not be a person in the period which has received the measure of the nomination stop from the administrative contracting officer etc.

⑤ fulfill the conditions of a bid description and specifications.

⑺ Time-limit for tender: 5:00 p.m. 6 March, 2019

⑻ Contact point for the notice: Takahisa Tokumine, Accounts Division General Affairs Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office, 2—1—1 Omoromachi, Naha-city, Okinawa 900—0006 Japan, TEL 098—866—0031 ext. 81339

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該役務に係る平成31年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

平成31年1月15日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局南部国道事務所長

小幡　宏

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　15、29

⑵ 調達件名及び数量

平成31年度南部国道通信設備保守運転監視業務一式（電子調達対象案件）

⑶ 調達案件の仕様等　入札説明書等による。

⑷ 履行期間　平成31年４月１日から平成32年３月31日

⑸ 履行場所　入札説明書等による。

⑹ 入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。原則として当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

⑺ 電子調達システムの利用　本案件は、競争参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。

なお、電子調達システムにより難い場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2　競争参加資格

⑴ 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵ 平成31・32・33年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の定期受付に係る申請を行っていること。（有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者」については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

なお、平成31年４月１日までに上記一般競争参加資格のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格の認定を受けていなければならない。

⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）

⑷ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総合計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、沖縄総合事務局開発建設部発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑹ 本業務に事業協同組合として申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として申請書等を提出することはできない。

⑺ 電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑻ 仕様書及び入札説明書の受領を済ませ、かつ、提出期限までに申請書等を提出していること。

⑼ 平成16年度以降に、下記㋐に示す機関等が発注した、下記㋑に示す設備に係わる保守又は点検業務等において、受注者として業務を完了（平成31年３月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明した者であること。

なお、履行実績は、建設業法上の建設工事のうち、「電気工事」又は「電気通信工事」の施工実績並びに製造契約による実績をもって代えることが出来る。

㋐ 発注機関等は次のいずれかに該当する機関等とする。

・国の機関（事業団、特殊会社、独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む。）

・地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関。）

・地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているもの。）

・上記機関が発注した業務の場合は再委託でもよい。

・民間企業

㋑ 対象設備は次の①から②のいずれか１つの設備とする。

① 多重無線設備

② 長距離（30㎞以上）用光伝送設備

⑽ 本業務の配置予定管理技術者は、申請書等の提出期限の時点で次の①から⑥のいずれかひとつの条件及び履行開始（平成31年４月１日）時点で⑦から⑨の条件を満たすこと。

なお、業務経験は、電気通信施設点検基準（案）によるいずれかの設備の保守又は点検業務（再委託の実績含む）の実績又は建設業法上の建設工事のうち「電気工事」又は「電気通信工事」の施工実績、製造実績とする。

① 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校もしくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科もしくはこれらに相当する外国の学科を修めた者、もしくは専修学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修め、専門士もしくは高度専門士と称する者で、卒業後３年以上の業務経験を有する者であること。

② 学校教育法による高等学校、専修学校もしくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科もしくはこれらに相当する外国の学科を修めた者で、卒業後５年以上の業務経験を有する者であること。

③ 上記①及び②以外の者で、７年以上の業務経験を有する者

④ 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を有し、業務経験が３年以上ある者。

⑤ 技術士（総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る。））、技術士（電気電子部門）のいずれかの資格を有する者。

⑥ 一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者。

⑦ 通常の勤務時間において２時間以内に南部国道事務所に到着できる場所を主たる勤務地としていること。（移動手段として航空機の使用は認めない。）

⑧ 配置予定管理技術者は、沖縄総合事務局（国土交通省含む。）発注の他の保守業務、点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務することができる。